四五　前照灯洗浄器の認可及び動力駆動車両の前照灯洗浄器に係る認可に関する統一規定
四六　間接視界のための装置の認可及びその装置の自動車への取付けに係る認可に関する統一規定
四八　車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五〇　車両区分Ｌの車両の車幅灯、尾灯、制動灯、方向指示器及び後部番号灯の認可に関する統一規定
五一　四輪以上の自動車の騒音の発生に係る認可に関する統一規定
五三　車両区分Ｌ３の車両の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付けに係る認可に関する統一規定
五四　商用車及びそのトレーラーの空気入りタイヤの認可に関する統一規定
五八　次に掲げる認可に関する統一規定
　Ⅰ　後部突入防止装置（ＲＵＰＤｓ）の認可
　Ⅱ　認可された型式のＲＵＰＤの車両への取付けに係る認可
　Ⅲ　車両の後部突入防止（ＲＵＰ）に係る認可
六〇　二輪モーターサイクル及びモペッドのコントロール装置であって運転者が操作するもの（コントロール装置、テルテール及びインジケータの識別を含む。）に係る認可に関する統一規定
六二　ハンドル付きの動力駆動車両の許可されていない使用に対する保護に係る認可に関する統一規定
六四　車両の装備品（応急用スペアユニット、ランフラットタイヤ、ランフラットシステム及び可動性拡大タイヤを含む。）に係る認可に関する統一規定
六六　大型乗用車の上部構造の強度に係る認可に関する統一規定
七〇　大型車両の後部反射器の認可に関する統一規定
七五　車両区分Ｌの車両の空気入りタイヤの認可に関する統一規定
七七　動力駆動車両の駐車灯の認可に関する統一規定
七八　車両区分Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３、Ｌ４及びＬ５の車両の制動装置に係る認可に関する統一規定
七九　車両のかじ取装置に係る認可に関する統一規定
八〇　大型乗用車の座席の認可並びにその座席及びその取付装置の強度に係る認可に関する統一規定
八一　二輪の動力駆動車両（サイドカーの有無を問わない。）の後写鏡のハンドルへの取付けに係る認可に関する統一規定
八五　車両区分Ｍ及びＮの自動車の推進のための内燃機関又は電動トレーンの正味出力及び電動トレーンの三十分間の最高動力の計測に係る認可に関する統一規定
八七　動力駆動車両の昼間走行灯の認可に関する統一規定
九一　自動車及びそのトレーラーの側方灯の認可に関する統一規定
九三　次に掲げる認可に関する統一規定
　Ⅰ　前部突入防止装置（ＦＵＰＤｓ）の認可
　Ⅱ　認可された型式のＦＵＰＤの車両への取付けに係る認可
　Ⅲ　車両の前部突入防止（ＦＵＰ）に係る認可
九四　前面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九五　側面衝突時の車両の乗員の保護に係る認可に関する統一規定
九八　自動車の前照灯であって放電灯光源を装備しているものの認可に関する統一規定
九九　動力駆動車両の認可されたランプにおいて使用される放電灯光源の認可に関する統一規定
一〇〇　車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定

一〇四　車両区分Ｍ、Ｎ及びＯの車両の再帰反射材の認可に関する統一規定
一一〇　次に掲げる認可に関する統一規定
　Ⅰ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する自動車の特定の部品の認可
　Ⅱ　推進機関において圧縮天然ガス（ＣＮＧ）又は液化天然ガス（ＬＮＧ）を使用する認可された型式に係る特定の構成部品の車両への取付けに係る認可
一一二　非対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱電球又は発光ダイオード（ＬＥＤ）モジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一三　対称すれ違い用ビーム若しくは主走行ビーム又はその両方を発する自動車の前照灯であって、白熱灯光源、放電灯光源又はＬＥＤモジュールを装備しているものの認可に関する統一規定
一一六　自動車の許可されていない使用に対する保護に関する統一規定
一一七　タイヤの車外騒音の発生、ぬれた路面上での摩擦力又は転がり抵抗に係る認可に関する統一規定
一一九　動力駆動車両のコーナリングランプの認可に関する統一規定
一二一　車両の手動操作装置、テルテール及びインジケータの位置及び識別に係る認可に関する統一規定
一二三　自動車の配光可変型前照灯システム（ＡＦＳ）の認可に関する統一規定
一二五　自動車の運転者の前方視界に係る認可に関する統一規定
一二七　自動車の歩行者保護性能に係る認可に関する統一規定
一二八　動力駆動車両及びそのトレーラーの認可されたランプにおいて使用される発光ダイオード（ＬＥＤ）光源の認可に関する統一規定
一二九　改良された年少者用補助乗車装置（ＥＣＲＳ）の認可に関する統一規定
一三〇　自動車の車線逸脱警報装置（ＬＤＷＳ）に係る認可に関する統一規定
一三一　自動車の高度緊急制動装置（ＡＥＢＳ）に係る認可に関する統一規定
一三四　自動車及びその構成部品の水素燃料電池自動車（ＨＦＣＶ）の安全関連性能に係る認可に関する統一規定（注）

注　日本国については、英国の型式認定当局が「国際連合規則第百三十四号に基づいて認定した車両の型式を認定するための条件は次のとおりとする。ただし日本国の高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条の規定に従って容器についての表示がされている場合に限る。

(a)　製造者又は日本国におけるその法律事務代理人は、日本国の高圧ガス保安法に基づく申請時に、次のことを示す。

(i)　当該容器の材料が日本産業規格（ＪＩＳ）Ｇ三二一四に規定するＳＵＳ　Ｆ　三一六Ｌと同等であること。この(i)の規定の適用上、この協定の効力発生の日のドイツ工業規格（ＤＩＮ）一・四三五を満たすものは、この要件を満たしているものとみなす。

(ii)　「ニッケル当量（質量パーセント）」が二十八・五を超えるものであること。この(ii)の規定の適用上、「ニッケル当量（質量パーセント）」は、次のとおり定義され、及び材料証明書によって証明されるものとする。

$$12.6\times C+0.35\times Si+1.05\times Mn+Ni+0.65\times Cr+0.98\times Mo$$

(iii)　「絞り」の試験結果が七十五パーセントを超えること。当該試験結果が七十二パーセントから七十五パーセントまでの間である場合には、当該申請は、「ニッケル当量」を考慮して審査される。

(b)　個々の車両は、日本国の高圧ガス保安法第四十九条及び第四十九条の四の規定に従い水素貯蔵装置に対する二年ごとの定期的な検査の対象となり、当該装置は、製造の日から十五年後に取り外される。

この注の規定は、両締約国がＧＴＲ第十三号（水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則）の第二段階の作業を完了し、千九百五十八年協定に従い対応する国際連合規則を適用した時に効力を失う。

一三五　車両のポール側面衝撃性能（ＰＳＩ）に係る認可に関する統一規定
一三六　車両区分Ｌの車両の電動パワートレーンの特定の要件に係る認可に関する統一規定
一三七　前面衝突時における乗用車の補助乗車装置に焦点を当てた認可に関する統一規定